

語りつたえが残る現在の腕田付近



(19)

いまから五、六百年も昔のこと、古津に弥三郎というお百姓がおりました。

腕田

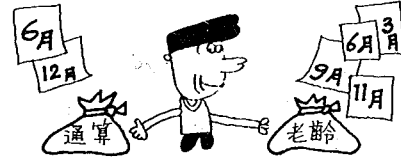
弥三郎は大変な好釣きで、ひまさえあれば近所の沼へ出かけ、釣り上げた魚は、弥三郎とった一人の母の夕食の膳にぎわしてました。

ところが、ある年の夏ごろから、不思議なことがおきはじめました。それは、釣った魚が帰るころになると、きまつて半分くらいに減ってしまつて何日もつづいてる頃、何物かが新仏の墓を掘って、その屍を食うものがある、との噂が立ちました。弥三郎には、自分の魚がなくなるのと、この噂が関係あるように思えてなりません。そこで弥三郎はある決心を定め、とききました。捕刈鎌を腰にさして出かけました。そして、何食わぬ顔で釣承をたれていました。

すると、チャッとかぐくの上に出たものがあります。弥三郎は、びくの上のあたりを力まかせに鎌で打ちはらつたところ、そこには見るも恐ろしい毛むくじやらの、長い爪の生

年金で老

請求



年金が裁定されてから

年金が裁定されると、年金証書と「老齢年金のしるべ」が送られてきます。この「老齢年金のしるべ」には、年金を受けている間にしなくてはならない手続きが説明してありますので、よく読んでください。

なお、年金支払い月は、老齢年金が三、六、九、十一の各月、通算老齢年金は六月、十二月のいずれも十日過ぎです。

年金受給中の届け出は

老齢年金受給者は、毎年二月十五日までに「受給者現況届け」を、社会保険庁へ提出しなければなりません（用紙は保険庁から送付されます）。この届出をしないと、その後の年金は受けられなくなり、



母だと思つて仕えていたのは、恐ろしい鬼女だったのです。そしてほんとうの母は、白骨になって床下からでてきました。

弥三郎は、その後家連が傾いて十方面へ転居したと伝へて、鬼女は、のちに弥三郎の法光院の坊さんに教化になり、「妙多羅天」として祀られたといわれます。

弥三郎の鬼の腕を切ったあたりは腕田といつて、大正の頃まで沼の跡があったとのこと。そして付近には、ときどき血のように赤いメダカの泳いでいるのが見えたといふことです。

新津市郷土史研究会
石川新一郎

後の安定を

手続きはこのように

支給開始希望年齢	支給率
60歳～62歳未満	58%
61歳～62歳未満	65
62歳～63歳未満	72
63歳～64歳未満	80
64歳～65歳未満	89
66歳～67歳未満	112%
67歳～68歳未満	126
68歳～69歳未満	143
69歳～70歳未満	164
70歳～	188

国民年金では、強制、任意加入とも、満六十歳の前月まで保険料を納めていただき、六十歳になりますと、市役所から「年金手続き」に関する案内を出しています。

老齢年金

この年金は、基本的には六十五歳から支給されることになっていますが、その人の希望によって、年齢を繰り上げたり、年金が減額されたり、増額されたりします。

通算老齢年金

これは、保険料納付期間が、年齢による最低納付期間（二十二年）に達しない、強

制および任意加入者の受ける年金です。

心受付、持参するもの、年金を受けること、老齢年金の場合と同じです。

心受付、持参するもの、年金を受けること、老齢年金の場合と同じです。

表Ⅰ 本人が通算対象期間のある場合

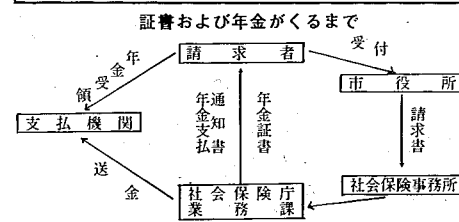
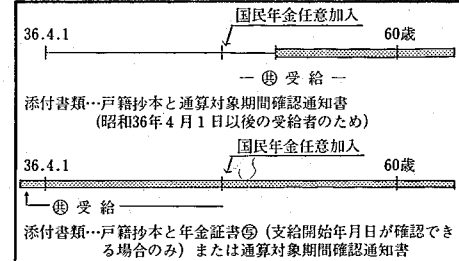
本人の通算対象期間確認請求書の添付書類	持参する書類
国民年金以外の公的年金受給者	年金証書
国民年金以外の公的年金受給者またはその加入被保険者期間のある者	①厚生年金、船員保険の被保険者証 ②通算対象期間確認通知書（厚生年金、および船員保険の被保険者期間分については通算対象期間確認請求書で結構です。用紙は市役所にあります。） ③各種共済組合期間のある者は、その組合から交付を受けてください。

（注）通算対象期間確認通知書または確認請求書とは確認証明書という。

表Ⅱ 配偶者の通算対象期間のある場合

配偶者期間等の通算対象期間確認請求書の添付書類	持参する書類
国民年金以外の公的年金制度の被保険者または組合員の配偶者期間	①厚生年金、船員保険の被保険者の配偶者期間…請求書と配偶者の戸籍抄本（内縁の場合は民生委員等の証明書。以下同じ）と被保険者証および通算対象期間確認請求書（用紙は市役所にあります。） ②各種共済組合員の配偶者期間…戸籍抄本と通算対象期間確認通知書（各共済組合で交付）
公的年金制度の老齢（退職）年金受給者の配偶者期間…については別表Ⅲを参照	①厚生年金、船員保険の年金受給者の配偶者期間…戸籍抄本と年金証書 ②各種共済組合の年金受給者の配偶者期間…戸籍抄本と通算対象期間確認通知書または年金証書
恩給法に基づく年金給付受給者の配偶者期間	戸籍抄本と年金証書
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金受給者の配偶者期間	戸籍抄本と年金証書

表Ⅲ



お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

電話 担保貸付

○電話使用のまま保証人なしで即融
○その他公社、公務員月賦返済、保証人不要

丸福質舗

本町2丁目 ☎(3) 0331

花椿会にお入りください。

資生堂チェーンストア

本町2丁目 **マツヤ** TEL (2) 0418

第四銀行が向い。北越銀行がとなり

ホームある肉料理専門店

箱岩

新津市本町3 TEL 2 4516

全国菓子大博覧会有功大賞受賞!!

秋葉山・平和塔最中・祝儀・仏式・お菓子

お菓子

新津市本町一丁目 農協前 TEL (2) 0462